

議案第30号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、
千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び
千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

令和8年3月31日をもって、三芳水道企業団、九十九里地域水道
企業団及び南房総広域水道企業団が解散することに伴い、千葉県市町
村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少すること、千葉県
市町村総合事務組合の共同処理する職員採用試験の合同実施に関する
事務を廃止すること及び千葉県市町村総合事務組合規約を次のとおり
変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2
86条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、
同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月25日提出

佐倉市長 西 田 三十五

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和三十年千葉県告示第四百九十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十四号を次のように改める。

十四 削除

別表第一中「鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団」を「鋸南町 長門川水道企業団」に、「印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」を「印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合」を「印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢者医療広域連合」に改める。

別表第二第三条第一項第一号に掲げる事務の項中「鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団」を「鋸南町 長門川水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」を「印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団」を「印西地区環境整備事業組合」に、第三条第一項第三号に掲げる事務の項中「鋸南町 三芳水道企業団」を「印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団」に、「印西地区消防組合 長門川水道企業団」を「鋸南町 長門川水道企業団」に、「印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」を「印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地

区環境整備事業組合　南房総広域水道企業団　千葉県後期高齢者医療広域連合」を「印西地区環境整備事業組合　千葉県後期高齢者医療広域連合」に改める。

別表第二第三条第一項第十四号に掲げる事務の項を削る。

附 則

この規約は、令和八年四月一日から施行する。